（別記様式第１号）

計画作成年度	令和７年度
計画主体	六ヶ所村

六ヶ所村鳥獣被害防止計画

令和８年３月３１日作成

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　六ヶ所村農林水産課
所　　在　　地　六ヶ所村大字尾駮字野附 475 番地
電　話　番　号　０１７５－７２－８１３４
Ｆ　Ａ　Ｘ 番 号　０１７５－７２－２９２７
メールアドレス　rks99006@rokkasho.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、テン、カモシカ、サギ類（ダイサギ、ゴイサギ）、カモ類、カワウ
計画期間	令和８年度～令和 10 年度
対象地域	六ヶ所村全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和６年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
カラス	畜産（乳牛）	被害はあるが、被害実態の把握ができていない。
ツキノワグマ	―	被害はないが、近年目撃情報が増加傾向にある。
ニホンジカ	―	被害はないが、近年目撃情報が増加傾向にある。
ニホンザル	―	被害はないが、近年目撃情報が増加傾向にある。
イノシシ	野菜（ナガイモ）、稲（水稲）	被害面積　0.21 ha 被害金額　303 千円
アライグマ	―	被害はないが、近年目撃情報が増加傾向にある。
ハクビシン	―	被害はないが、近年目撃情報が増加傾向にある。
アナグマ	―	被害はないが、近年目撃情報が増加傾向にある。
テン	―	被害はないが、近年目撃情報が増加傾向にある。
カモシカ	―	被害はないが、近年目撃情報が増加傾向にある。
サギ類（ダイサギ・コイサギ）	稲（水稲）	被害はあるが、被害実態の把握ができていない。
カモ類	―	被害はないが、近年目撃情報が増加傾向にある。
カワウ	―	被害はないが、近年目撃情報が増加傾向にある。
合計	―	被害面積　0.21 ha 被害金額　303 千円

（２）被害の傾向

○カラス
　村内の牛舎にて、牛の乳房を傷つけ流血した部分をなめているとの被害報告があり、更なる被害の拡大が懸念される。
○ツキノワグマ
　圃場及び住宅地において目撃情報が確認されている。今後、農林業をはじめとした被害の発生が懸念される。
○ニホンジカ
　現在のところ農林業等の被害は確認されていないが、村内各地域での目撃情報がある。今後、農林業をはじめとした被害の発生が懸念される。
○ニホンザル
　現在のところ農林業等の被害は確認されていないが、村内各地域での目撃情報がある。今後、農林業をはじめとした被害の発生が懸念される。
○イノシシ
　村内において生息状況が拡大しており、目撃情報が増加している。
　また、農林業被害が発生しており、更なる被害の拡大が懸念される。
○アライグマ
　村内各地域での目撃情報があり、今後農林業をはじめとした被害の発生が懸念される。
○ハクビシン
　村内各地域での目撃情報があり、今後農林業をはじめとした被害の発生が懸念される。
○アナグマ
　村内各地域での目撃情報があり、今後農林業をはじめとした被害の発生が懸念される。
○テン
　村内各地域での目撃情報があり、今後農林業をはじめとした被害の発生が懸念される。
○カモシカ
　村内各地域での目撃情報があり、今後農林業をはじめとした被害の発生が懸念される。
○サギ類（ダイサギ、ゴイサギ）
　田植えの時期に多く目撃されており、稲を倒すなどの被害がある。
○カモ類
　村内各地域での目撃情報があり、今後農林業をはじめとした被害の発生が懸念される。
○カワウ
　村内各地域での目撃情報があり、今後農林水産業をはじめとした被害の発生が懸念される。

（３）被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和10年度）
カラス	被害金額	ー	ー
	被害面積	ー	ー
ツキノワグマ	被害金額	ー	ー
	被害面積	ー	ー
ニホンジカ	被害金額	ー	ー
	被害面積	ー	ー
ニホンザル	被害金額	ー	ー
	被害面積	ー	ー
イノシシ	被害金額	303　千円	213　千円
	被害面積	0.21　ha	0.14　ha
アライグマ	被害金額	ー	ー
	被害面積	ー	ー
ハクビシン	被害金額	ー	ー
	被害面積	ー	ー
アナグマ	被害金額	ー	ー
	被害面積	ー	ー
テン	被害金額	ー	ー
	被害面積	ー	ー
カモシカ	被害金額	ー	ー
	被害面積	ー	ー
サギ類	被害金額	ー	ー
	被害面積	ー	ー
カモ類	被害金額	ー	ー
	被害面積	ー	ー
カワウ	被害金額	ー	ー
	被害面積	ー	ー
合計	被害金額	303　千円	213　千円
	被害面積	0.21　ha	0.14　ha

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○カラス 　牛舎にネットを張る ○ツキノワグマ 　猟友会が箱わなによる捕獲活動を実施している。 ○イノシシ 　猟友会が箱わなやくくりわなに	猟友会会員の高齢化や会員の減少が進んでおり、担い手の育成や捕獲体制の維持が必要である。 　また、ツキノワグマやニホンザルは市街地出没時の対応が難しいことが大きな課題である。

	よる捕獲活動を実施している。 〇サギ類、カモ類 　爆音機などによる追い払いを実施している。	
防護柵の設置等に関する取組	未実施	
生息環境管理その他の取組	未実施	

（５）今後の取組方針

・有害鳥獣の捕獲は猟友会と連携し、銃器又はわなによる捕獲を実施する。
・関係機関と連携し、被害情報の把握に努め、今後の被害防止施策に活かす。
・有害鳥獣の生息状況把握のため、ドローン（熱源探知機能あり）等、新技術の活用による調査手法等について情報収集し、その導入を検討する。
・鳥獣被害防止に関する研修会へ積極的に参加し、知識の向上や情報の収集を図る。
・捕獲体制を強化するため、狩猟免許等を有する担い手の育成を促進する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

・猟友会と連携し、対象鳥獣の捕獲等を実施する。
・カラスについては、住民や農協などからの情報を基に駆除を進めていく。
・ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わな（ツキノワグマについては箱わなに限る）及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。
・関係機関・団体と連携し、被害状況を把握・共有する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和８年度 ～ 令和 10 年度	カラス、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、テン、カモシカ、サギ類（ダイサギ、ゴイサギ）、カモ類、カワウ	・猟友会等の関係団体と連携し、鳥獣被害防止対策の担い手となる人材の育成に努める。 ・対象鳥獣の捕獲については、被害の状況を見極め、より効果的な捕獲方法を検討する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
カラス、アナグマ、テン、サギ類、カモ類、カワウは、農林水産業被害を防ぐた

め、必要最小数の捕獲を行う。
　ツキノワグマについては、青森県第二種特定鳥獣管理計画（第１次ツキノワグマ）に基づき捕獲を行う。
　ニホンザルについては被害状況に応じて必要最小数の捕獲を行う。
　アライグマ、ハクビシンについては、外来生物であることから、可能な限り捕獲を行う。
　ニホンジカ及びイノシシは、農林業被害及び交通事故等を防止するため、予察を含め可能な限り捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
カラス	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ツキノワグマ	第二種特定鳥獣管理計画（第１次ツキノワグマ）の基準による		
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
テン	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カモシカ	―	―	―
サギ類	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カモ類	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カワウ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。 また令和８年度から令和 10 年度は福祉課・農林水産課職員を中心に、効率的な追い払い活動及び今後の捕獲計画並びに鳥獣被害に強い集落づくりに反映させる。 さらに、新技術の活用による調査手法等について、情報収集し、その導入を検討する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし（権限移譲済み）	

４．防護柵の設置に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
―	―	―	―

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
―	―	―	―

５．生息環境管理その他被害防止に関する取組

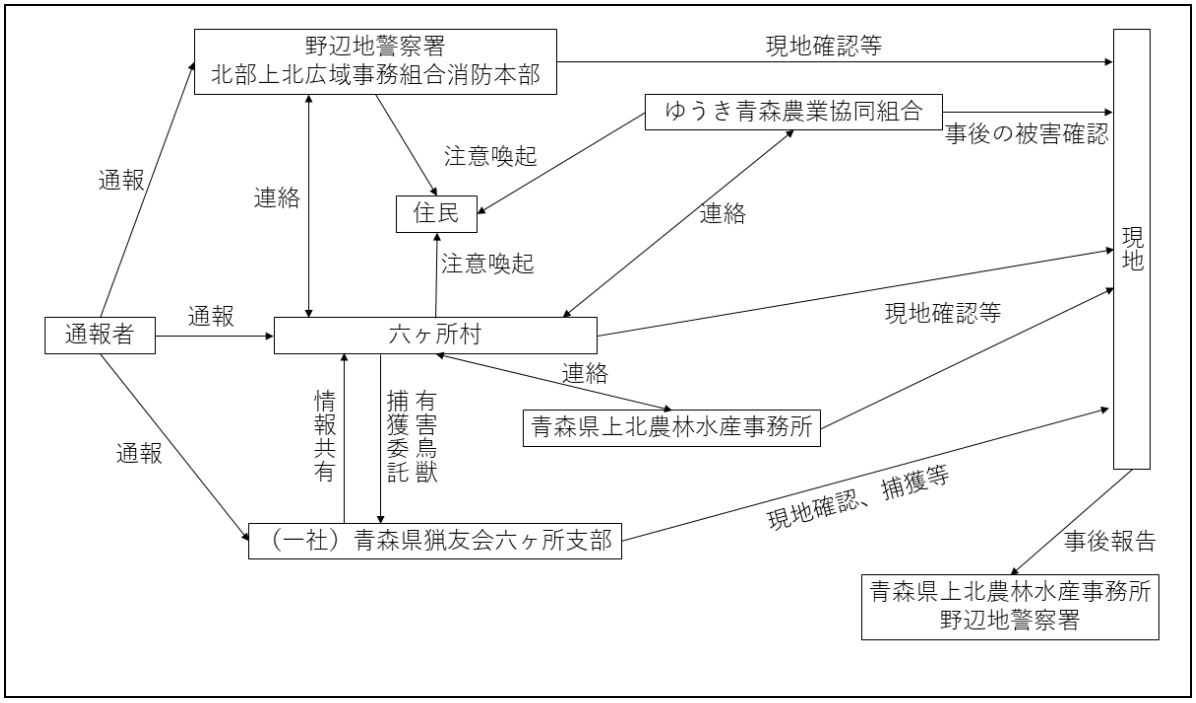
年度	対象鳥獣	取組内容
―	―	―

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
六ヶ所村	・各関係機関との連絡・調整、現地調査、村民への注意喚起 ・警察署、猟友会への連絡・調整 ・有害鳥獣捕獲等の許可 ・捕獲した鳥獣の処理体制の周知
（一社）青森県猟友会六ヶ所支部（実施隊が設置された場合には、猟友会を実施隊に読み替える）	・現地調査、有害鳥獣の捕獲等
ゆうき青森農業協同組合（六ヶ所営農センター、らくのう営農センター）	・農業・畜産被害に関する情報収集、提供、現地調査
野辺地警察署	・現場確認等 ・銃器等の取扱いに係る指導・助言 ・鳥獣の捕獲等補助
北部上北広域事務組合消防本部（六ヶ所消防署）	・村民への注意喚起 ・人的被害発生時の対応
青森県上北農林水産事務所（農業普及振興室、林業振興課）	・状況の把握、捕獲に係る専門的指導・助言

（２）緊急時の連絡体制



実施隊が設置された場合には、猟友会を実施隊に読み替える。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制について、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、捕獲された鳥獣は六ヶ所村等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記７のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

（２）処理加工施設の取組

なし

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	六ヶ所村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
六ヶ所村農林水産課	・農協・農業者との連絡・調整、現地調査、農業者への注意喚起
〃福祉課	・各関係機関との連絡・調整、現地調査、村民への注意喚起 ・警察署、猟友会への連絡・調整 ・有害鳥獣捕獲等の許可 ・捕獲した鳥獣の処理体制の周知
（一社）青森県猟友会六ヶ所支部	・現地調査、有害鳥獣の捕獲等
ゆうき青森農業協同組合 （六ヶ所営農センター、 らくのう営農センター）	・農業・畜産被害に関する情報収集、提供、現地調査
野辺地警察署	・現場確認等 ・銃器等の取扱いに係る指導・助言 ・鳥獣の捕獲等補助
北部上北広域事務組合消防本部 （六ヶ所消防署）	・村民への注意喚起 ・人的被害発生時の対応
青森県上北農林水産事務所 （農業普及振興室、林業振興課）	・状況の把握、捕獲に係る専門的指導・助言

実施隊が設置された場合には、協議会に加える。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上北森林組合	・ツキノワグマ等鳥獣の出没情報や林業被害の提供等

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後設置を検討する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害防止対策に関する研修会等に積極的に参加する。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし